

事業再生ビジネスの対象に病院がふえているらしい

業再生ビジネスという言葉があります。

事業再生ビジネスの基本的手順としては、まず財務内容等の詳細な調査（デューデリと呼び主に公認会計士や監査法人が調査を行います）を行い、そして債権等を金融機関からできるだけ安く譲り受けたり債権放棄してもらい、新規資金の貸付などを行いコアビジネスに関する営業や財務の支援、ノンコアビジネスは分離し利益が出るような体制に戻したところで再度譲渡するというイメージでしょうか。

再生といますが、従来の経営者や株主は追い出されるのが原則です。

例えば、最近の成功事例で言えば、日本航空の再建があります。日本航空の再建は株主の権利は消滅、日本航空の社債を持っていた人は大損、また資金を融資していた銀行などは高率の貸倒れを計上せざるをえませんでした。

そのように、負債をカットし経営権を取得したうえで企業再生支援機構（半官半民の再生ファンド）が稲盛和夫会長以下の経営者を送り込み、また大幅な融資、増資に応じることにより経営権を完全に把握、再度上場まで漕ぎ着けて株式売却等により大幅な資金の回収に成功しました。

尚、この企業再生支援機構は金融円滑化法終了に向けて中堅中小企業にも用いられることになっているそうです。

また、2013年1月段階での支援の結果は公表されており、28件のうち病院が9件、製造業が8件となっています。

事業再生ビジネスは公的な所だけが行っているわけではなく、いわゆるファンドなどと呼ばれている所がよく行っている話です。

そして、金融円滑化法の終了に伴い、このようなファンドが地方銀行等と提携しながら各地に事業再生ファンドとして設立されているという事は新聞等でよく報じられています。

この再生ビジネスには業種の旬がありまして、再生ビジネス自体は1990年代の終わり頃から始まり、金融機関の破綻の再生（リップルウッドによる日本長期信用銀行の10億円での買収、更に1200億円の資金融資〔第三者割当増資〕）を行い5年間の再生期間を経て新生銀行として再上場させ見事に立ち直らせた事がスタート時の代表的な例でしょうか。この企業再生でリップルウッドは数千億円の利益を得たといわれています。

この後、大企業の再生等が続きまして、国の肝いりによる再生機構や民間の再生ファンドもサービサーとともに作られました。

対象となる業種はそのときどきで同一業種にかたよることがあります。何年か前にはラブホテルシリーズというのもありました。若者のセックス離れ、自家用車離れと地域の高齢化に伴い郊外型のいわゆるラブホテルの収益性が低下し、とりわけ高速道路のインター入り口に羅列していたような男女をターゲットにしていたラブホテルが潰れ出した時のことです。

ここに目を付けたファンドが富裕層から集めた資金を使って安値で買取り再生させるビジネスが流行りました。

資金をつぎ込んで露天風呂がつくようなアミューズメントホテルに進化していったという時代がありました。

このように、ゴルフ場シリーズ、温泉旅館シリーズ、路線バス会社シリーズ、地域百貨店シリーズ、CATV 事業シリーズなどの支援業種の旬というかシリーズものが色々あります。

今後のねらい目は、病院シリーズが始まるのではないかと一部言われ始めました。具体的な統計を見たわけではありませんが、単純にデューデリを行う公認会計士の業界で病院に関する関心が高まっているからです。

基本的に病院は公認会計士業界の監査の対象ではありません。社会医療法人等が若干、監査の対象とはされていますが、ほとんど監査を受けている病院はありません。

ところが、日本公認会計士協会東京会の方で「病院等経営分野における基礎的理解と企業再生における公認会計士の役割の報告書」がこのたび公表されました。

そこでは、病院等の医療法人制度についての種類の説明、病院会計の説明、病院の事業承継上の問題点の話、そして最後に病院再生における基礎的知識の後、病院再生における公認会計士の役割として、いわゆる再生の為の調査、ならびに損益管理の話、さらに資金調達の話がまとめられています。

従来から、今まで公認会計士の業界との関係が薄かった事業分野が仕事の対象になってきたとき、必要性があってこのようなものがまとめられます。

この種の報告書は以前は信託、社会福祉法人、公益法人、民事再生など次の仕事のテーマとなりそうだとされた分野が取り上げられてきました。今後とも、病院をめぐるファンド等の話は増えていくのでしょう。病院のM&Aをたまたま仕事の関係でよく手伝わせて頂いている関係で報告書に載っていた内容は周知のことばかりだったのですが、逆にそのような基本的な内容そのものが知られていなかったのだな、これからこのような分野がどんどん増えていくのだなと改めて感じた次第です。

病院といえども、内実は苦しいところも多いようですから・・・。

悩ましい財産債務明細書と国外財産調書

所得 2,000 万円以上の個人の方にとって、悩ましい項目として税法で要求されているのが財産及び債務の明細書（以下、財産負債明細書と呼びます）です。

これは、所得 2,000 万円以上の個人の方が 12 月 31 日現在の財産や債務についてその種類や金額を法律上は詳細に時価で記入し、翌年 3 月 15 日までに税務署に提出しなければならないというものです。

この財産債務明細書に記入する内容は、12 月 31 日現在で所有している土地、建物、山林、現金、預貯金、有価証券、貸付金、受取手形、未収入金、1 点 10 万円以上の書画・骨董・美術工芸品、貴金属類、自動車や家具などの一組の価額が 10 万円以上の家庭用動産といった財産とその時価、そして、借入金や支払手形、未払いの税金などの債務と法律上は書いてあります。

ただ、少しおかしいのは税金の申告と異なり、この財産債務明細書はどうしても提出しなかったとしても今のところ罰金や罰則はありません。税務署から提出するよう手紙が届いたり督促の電話がかかたりしますのでとりあえず簡単に書いて出される方が多い。つまり、自宅の土地建物、あるいは大体の預金の金額などであります。

最近気になっているのは、個人の方の税務調査があるたびごとに預金なども詳細に書いてほしい、不動産の時価などもちゃんと書いてほしいなどの指導を税務当局から必ず受けることです。税務当局の方針が変わってきたのかもしれませんが。これは本来、相続税の調査のときに用いられると言われていました。

そして来年からは、年末（平成 25 年 12 月末）に海外財産を 5,000 万円以上持っている人（所得は関係ありません）は国外財産調書の提出が義務化されました。

これには、偽りの記載をしたり、3 月 15 日の期限内に提出しない場合は 50 万円以下の罰金、もしくは 1 年以下の懲役刑というペナルティがあります。

このようになってくると、所得税申告書とは違いますので、財産債務明細書や国外財産報告書等について本人も会計事務所もとても神経質にならざるを得ません。

結局、個人のリスクで特に国外財産調書は作成してもらうしかなくなるでしょう。